

（質問）

「信用リスク検査用マニュアル」15頁13行目「業種等により異なるものの」、16頁1行目「業種等の実態に応じて判断するもの」とあるが、業種等による信用リスクの勘案度合いについて、金融監督庁にて何か指針を示す用意はありますか。

もしある場合には、考え方を教えてください。また、それは最終とりまとめまでに公表予定でしょうか。

公表予定でない場合、現在各省庁で行っている所管業界に対する政策的諸支援の優先順位と銀行各行が策定する信用リスクの勘案度合いとに齟齬が生じる懸念があります。現在の日本経済が銀行を中心とする間接金融に大きく依存していることを考えれば、各省庁が行う政策的諸支援の実効性・能率性を損なう可能性もあるものと考えられますが、この点についてどのようにお考えですか。

（意見）

「信用リスク検査用マニュアル」では、債務者区分及びそれに伴う引き当てについて、かなり厳しい基準を設けておりますが、銀行の貸し渋りにつながる懸念はありませんか。現在の厳しい景気状況では、例えば、2期連続赤字になる企業も多かろうと思いますが、一律に要注意先とするのではなく、債務者区分もしくは引き当てについて弾力的運用をしてもいいのではないのでしょうか。

千代田区霞ヶ関1-8-2

郵政省 通信事業振興課